

令和5年度 前期選抜募集要項

福島県立川俣高等学校

福島県伊達郡川俣町飯坂字諏訪山1
〒960-1401 TEL 024-566-2121

1 募集学科及び定員

対象学科：全日制の課程 普通科

募集定員：40名

【特色選抜】募集定員40名の40%程度とする。

【一般選抜】募集定員40名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

出願資格については、次の(1)又は(2)の条件を満たす者とする。

ただし、特色選抜への出願資格については、(1)又は(2)の条件に加えて(3)の条件も満たす者とする。

なお、通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 別に本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 出願手続き及び提出書類

- (1) 志願者は本校における特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。
- (2) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、下記の書類を本校校長に提出する。
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
 - ② 令和5年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和5年2月14日（火）から2月15日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
 - ③ 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 上記(2)以外の者は、下記の書類を直接、本校校長に提出する。
 - ① 入学願書（上記(2)①に同じ）
 - ② 特色選抜志願理由書（上記(2)③に同じ）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ③ 健康診断書（令和5年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (4) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。
- (5) 県外等からの出願
 - ① 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
 - ② 上記①以外の県外からの志願者は、上記(2)又は(3)に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
 - ア 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（所定の様式）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - イ 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
 - ③ 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記(2)又は(3)に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
 - ア 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

4 出願期間及び願書受付

- (1) 令和5年2月3日（金）から2月8日（水）までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号）を同封の上、令和5年2月8日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- (4) 出願書類受付後に、受験番号を記入した「受験票」及び「入学検定料納付済証明書」を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書の写しをとっておくこと。
- (5) 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき、又は所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したときは、入学願書の受付を取り消すことがある。
- (6) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。また、前記以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。その際、本校校長に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料は返還しない。

5 出願先変更

志願者は、令和5年2月9日（木）から2月13日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。受付時間は、出願の場合と同じである。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
その他、出願先変更の手続きは「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参

する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84 円切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号）を同封する。

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和 5 年 2 月 14 日（火）から 2 月 15 日（水）までとする。郵送の場合には、2 月 15 日（水）の消印有効とする。持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

7 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

○志願してほしい生徒像

本校は、丁寧できめ細かな指導をとおして豊かで強い心身を育むとともに、生徒一人ひとりの持つ可能性を広げることにより、将来において地域振興に貢献できる人材の育成に取り組んでいる。以上を踏まえ、本校に入学を希望する生徒は、基本的な生活習慣と基礎学力が身に付いている上で、以下①及び②のいずれにも該当するものとする。

- ① 中学校在学時に、様々な分野において積極的に取り組んだ者
 - ② 本校入学後にも、様々な分野において積極的に取り組もうとする強い意思を持つ者
- なお、様々な分野とは、学級活動、生徒会活動や委員会活動、学校行事、部活動や校外活動等を指す。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は 5 教科とし、合計 250 点満点とする。傾斜配点を行わない。

② 特色選抜志願理由書

志願の動機・理由、高校入学後に特に取り組みたいこと、将来への抱負について本人が具体的に記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施する。国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の第 1 学年から第 3 学年の評定の合計 75 点に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第 1 学年から第 3 学年の評定の合計を 3 倍とした 180 点を加え、満点を 255 点とする。また、「特別活動等の記録」は、満点を 165 点とする。ついては、調査書は満点を 420 点とする。

④ 特色面接

個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

⑤ 選抜資料の満点

全体の満点は、670 点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果、学力検査の成績、一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という）を資料とし、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は 5 教科とし、合計 250 点満点とする。傾斜配点を行わない。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の第 1 学年から第 3 学年の評定の合計 75 点に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定の合計を 2 倍とした 120 点を加え、満点を 195 点とする。また、「特別活動等の記録」は、満点を 55 点とする。ついては、調査書は満点を 250 点とする。

③ 一般面接

個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

なお、特色選抜と一般選抜を併願する者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

8 学力検査・面接等

(1) 学力検査

- ① 日 時 令和5年3月3日(金)
 ② 日 程 ア 受 付 8時30分～8時40分(受付場所は旧生徒昇降口)
 イ 点呼・諸注意 8時40分～8時50分
 ウ 学 力 検 査 9時00分～15時10分

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
50分	20分	50分	20分	50分	60分	50分	20分	50分	

- ③ 外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。
 ④ 会 場 福島県立川俣高等学校
 ⑤ 持 参 物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、
 定規
 ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。
 ⑥ 注意事項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち
 込まないこと。

(2) 一般面接・特色面接

- ① 日 時 令和5年3月6日(月) 9時00分～12時30分(予定)
 ② 日 程 ア 受 付 8時30分～8時40分(受付場所は旧生徒昇降口)
 イ 点呼・諸注意 8時40分～8時50分
 ウ 面 接 9時00分～

※ 終了時間は志願者によって異なるが、場合によっては昼食をはさんで午後までかかる場合がある。志願者数が確定次第、予定時間及び昼食の必要の有無について、令和5年2月24日(金)までに、ファックスで中学校長あてに連絡する。中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者については、個別に連絡をする。

- ③ 会 場 福島県立川俣高等学校
 ④ 持 参 物 受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム
 ⑤ 注意事項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込
 まないこと。

9 追検査等

(1) 追検査の対象者

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者とする。

なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。また、「新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者」の範囲については、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

(2) 追検査等の実施と合否判定

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した選抜を実施し、他の受験者と併せて合否判定の対象とする。

(3) 追検査「学力検査」

- ① 日 時 令和5年3月9日(木) 9時00分～14時45分
 ただし、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。
 ② 日 程 ア 受 付 8時30分～8時40分(受付場所は旧生徒昇降口)
 イ 点呼・諸注意 8時40分～8時50分
 ウ 学 力 検 査 9時00分～14時45分

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
50分	15分	50分	15分	50分	50分	50分	15分	50分	

③ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

④ 会場 **福島県立川俣高等学校**

⑤ 持参物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規

ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。

⑥ 注意事項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(4) 追検査「一般面接・特色面接」

① 日時 **令和5年3月10日（金）** 9時00分～12時30分（予定）

ただし、令和5年3月9日（木）に追検査「学力検査」が行われない場合は、3月9日（木）に追検査「一般面接・特色面接」を実施する。

② 日程 ア 受付 8時30分～8時40分（受付場所は旧生徒昇降口）

イ 点呼・諸注意 8時40分～8時50分

ウ 面接 9時00分～

※ 一般選抜と特色選抜の併願者で特色面接を受けた者は、その特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

③ 会場 **福島県立川俣高等学校**

④ 持参物 受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム

⑤ 注意事項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(5) 追検査の受験

上記(3)及び(4)の追検査は、下の状況に応じて受験する。この場合、受付時間や実施順序等については確定次第、令和5年3月8日（水）までに、ファックスで中学校長あてに連絡する。

① 学力検査及び一般面接・特色面接を受験する場合

上記の日程のすべてを受験する。

② 学力検査のみを受験する場合

上記の日程の学力検査のみを受験する。

③ 一般面接・特色面接のみを受験する場合

令和5年3月9日（木）に追検査「学力検査」が行われる場合は、3月10日（金）に「一般面接・特色面接」を受験する。

ただし、3月9日（木）に追検査「学力検査」が行われない場合は、3月9日（木）に「一般面接・特色面接」を受験する。

(6) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患等追検査等受験願（所定の様式）に医師の診断書を添付し、3月7日（火）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。また、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者が、追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患等追検査等受験願（所定の様式）の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、3月7日（火）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合も、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、追検査等を欠席することが明らかな状態で、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程への出願を希望する場合でも、追検査等受験の手続きを行う。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証（所定の様式）を交付する。

- (7) 定員について
定員枠については、募集定員の外枠とはしない。
- (8) その他
 - ① 3月3日（金）の学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く）の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査「学力検査」を受験できない。
 - ② 新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、追検査等が未完了となった者については、本募集要項の「11 その他」(1)に準じ、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書（所定の様式）を令和5年3月10日（金）午後4時までに提出する。

10 合格者発表

- (1) 令和5年3月15日（水）正午以降に、本校において発表する。
- (2) 合格者に対して、「受験票」と引き換えに「合格通知書」を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

11 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、前期選抜の一部が未完了となった者は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書（所定の様式）を令和5年3月7日（火）午後4時までに本校校長へ提出する。この場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。本校校長は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書受領書を交付する。
- (2) 前期選抜の追検査等を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者及び選抜の一部が未完了となった者は、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」が示す新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程に出願することができる。
- (3) 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (4) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
- (5) 本要項に記載されていない事項については、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。